

平成27年6月26日

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号

大末建設株式会社

代表取締役社長 日 高 光 彰

第69回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第69回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
- 第69期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
 - 第69期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当を1株につき5円と決定いたしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。その内容は、次頁のとおりであります。
(下線部分は変更箇所となります。)

変更前	変更後
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第25条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条～第32条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案どおり取締役として日高光彰、池本隆之、牟田園一仁、郷右近英弘、神谷國廣の5氏が再選され、新たに前田延宏、村尾和則の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役として中島 馨氏が再選され、就任いたしました。

以 上